

新旧対照表 青字：追記箇所 赤字：改訂箇所

改訂後	改訂前
第3条（対象書面の種類） 1. 電子交付対象書面は以下の通りとします （1） 少額投資非課税口座（NISA 口座）開設のご案内 （2） お取引店・口座変更のお知らせ （3） 収益分配金のご案内 （4） 「指定預金口座」ご確認のお願い （5） 特定口座 譲渡損益額のお知らせ （6） 償還金のご案内 （7） 収益分配金再投資のご案内 （8） 特定口座内保管上場株式等払出通知書 （9） 非課税口座内保管上場株式等払出通知書 （10） 取引報告書 （11） 取引残高報告書 （12） ご投資状況のお知らせ （13） 定期・定額購入契約のご案内 （14） 特定口座年間取引報告書 （15） 運用報告書 （16） 利金のご案内（債券） （17） 上場株式配当等の支払通知書 （18） つみたてNISAに関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ	第3条（対象書面の種類） 1. 電子交付対象書面は以下の通りとします （1） 少額投資非課税口座（NISA 口座）開設のご案内 （2） お取引店・口座変更のお知らせ （3） 収益分配金のご案内 （4） 「指定預金口座」ご確認のお願い （5） 特定口座 譲渡損益額のお知らせ （6） 償還金のご案内 （7） 収益分配金再投資のご案内 （8） 特定口座内保管上場株式等払出通知書 （9） 非課税口座内保管上場株式等払出通知書 （10） 取引報告書 （11） 取引残高報告書 （12） ご投資状況のお知らせ （13） 定期・定額購入契約のご案内 （14） 特定口座年間取引報告書 （15） 運用報告書 （16） 利金のご案内（債券） （17） 上場株式配当等の支払通知書 左記、新規追加

改訂後	改訂前
※「口座開設のお知らせ」等一部の書面は、引き続き郵送による交付となります。 第4条（電子交付サービスの方式） 電子交付サービスをご利用いただくには、PDF ファイル閲覧ソフトとおきぎんSmartアプリ（「おきぎんSmart利用規定」第1条第1項のアプリケーションおよび関連ソフトウェアをいいます。）が必要となります。（電子交付サービスで利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当行のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当行が任意に定めることができますものとします。） 第5条（申込） 1. お客様は、次の各号全てに該当する場合に電子交付サービスの申し込みができるものとします。 （1）当行で総合取引口座開設済みであること （2）おきぎんSmart（「おきぎんSmart利用規定」柱書の「本サービス」をいいます。以下同様とします。）およびインターネットを利用できる環境であること （3）お客様が使用するスマートフォン等においてPDF 閲覧ソフトの利用が可能であること （4）お客様が本ご利用規定を承諾すること	※「口座開設のお知らせ」等一部の書面は、引き続き郵送による交付となります。 第4条（電子交付サービスの方式） 電子交付サービスをご利用いただくには、PDF ファイル閲覧ソフトとブラウザソフトが必要となります。（電子交付サービスで利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当行のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当行が任意に定めることができますものとします。） 第5条（申込） 1. お客様は、次の各号全てに該当する場合に電子交付サービスの申し込みができるものとします。 （1）当行で総合取引口座開設済みであること （2）インターネットを利用できる環境であること （3）お客様が使用するパソコン等においてPDF 閲覧ソフトの利用が可能であること （4）お客様が本ご利用規定を承諾すること

改訂後	改訂前
(5) おきぎんSmartに登録された預金口座、投信口座の取引であること 第6条（ご利用方法） 1. 「電子交付サービス」の利用申し込み お客様は、おきぎんSmartから当行所定の手続きを行うことによりご利用いただけます。 ※2025年5月12日以前に当行所定の申込書をご提出いただき、ログインIDを設定済のお客様は、PCまたはスマートフォンで当行ホームページより「電子交付サービス」をご利用いただけます。 2. 「電子交付サービス」の閲覧 お客様は、おきぎんSmartからシングルサインオン（おきぎんSmart利用規定第18条第2項によるログインを行うことをいいます）することで、第3条に定める帳票の閲覧が可能となります。 ※2025年5月12日以前に当行所定の申込書をご提出いただき、ログインIDを設定済のお客様は、PCまたはスマートフォンで当行ホームページより「電子交付サービス」をご利用いただけます。 （省略）	左記、新規追加 第6条（ご利用方法） 1. 「電子交付サービス」の利用申し込み お客様は、当行所定の申込書をご提出頂き、ログインIDを設定いただくことにより「電子交付サービス」をご利用いただけます。 2. 「電子交付サービス」の閲覧 IDとパスワードを使用し、ログインしていただくことにより、第3条に定める帳票の閲覧が可能となります。 （省略）

改訂後	改訂前
第9条（電子交付のご連絡） 1. 電子交付を行った際は、ご登録いただいたEメールアドレスに、電子交付を行った旨を通知致します。但し、当行が、お客様が電子書面を閲覧していたことを確認したときは、当該通知を行わないことができます。 2. Eメールアドレスが変更になった場合は、おきぎんSmartでの登録Eメールアドレスを変更いただく必要があります。なお、当該変更前および当該変更に関連して生じた損害について、当行は、その責任を負わないものとします。 （省略） 第11条（閲覧可能時間等） 1. 「電子交付サービス」は24 時間閲覧可能ですが、システムメンテナンス時間等ご利用いただけない時間がございます。システムメンテナンス時間等につきましては、当行ホームページに事前に掲載致します。 2. おきぎんSmartで電子交付サービス申込をされた場合、最短2～3営業日で利用可能となります。 （省略）	第9条（電子交付のご連絡） 電子交付を行った際は、ご登録いただいたEメールアドレスに、交付の旨を通知致します。 左記、新規追加 （省略） 第11条（閲覧可能時間等） 1. 「電子交付サービス」は24 時間閲覧可能ですが、システムメンテナンス時間等ご利用いただけない時間がございます。システムメンテナンス時間等につきましては、当行ホームページに事前に掲載致します。 2. 利用申込時のログインIDの設定が16：00以降または、翌営業日以外の設定となった場合は翌々営業日以降からとなります。 （省略）

改訂後	改訂前
第15条（「電子交付サービス」の終了） 1. 「電子交付サービス」は、下記に該当する場合に終了するものとします。 （1）お客様が当行所定の方法により、電子交付サービスの利用中止の申し出をされた場合 （2）総合取引口座が解約された場合 （3）止むを得ない事由により当行が電子交付サービスの解除を申し出た場合 （4）当行が電子交付サービスを終了した場合 （5）お客様が第14条2項に定める変更において同意されない場合。 （6）おきぎんSmartを退会した場合、本サービスも利用できなくなります。 ※2025年5月12日以前に当行所定の申込書をご提出いただき、ログインIDを設定済のお客様で、おきぎんSmartからのシングルサインオンを利用していない方は、おきぎんSmart解約後もPCまたはスマートフォンで当行ホームページより「電子交付サービス」をご利用いただけます。 （省略）	第15条（「電子交付サービス」の終了） 1. 「電子交付サービス」は、下記に該当する場合に終了するものとします。 （1）お客様が当行所定の方法により、電子交付サービスの利用中止の申し出をされた場合 （2）総合取引口座が解約された場合 （3）止むを得ない事由により当行が電子交付サービスの解除を申し出た場合 （4）当行が電子交付サービスを終了した場合 （5）お客様が第14条2項に定める変更において同意されない場合。 左記、新規追加 （省略）

改訂後	改訂前
第 1 8 条（規定の変更） 1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。	第 1 8 条（規定の変更） この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動、その他電子交付サービスを提供していく上で当行が必要と判断したときには、お客様に通知することなく変更されることがあります。 左記、新規追加

〈施行〉

2012 年 12 月 初版施行

附則

No.	日 付	改廃区分	運用開始日	内 容
1 ～ 2	省略			
3	2025. 4. 28	改訂	2025. 5. 13	・ 電子交付サービス機能の追加

以上